

令和6年 診療報酬改定における外来感染対策向上加算について

今回の改定により発熱患者等対応加算（20点/月1回 初再診可）が新設されました。また、外来感染対策向上加算の主な施設基準として以下の3項目が追加されています。特に(12)、(13)に関しては必須となっています。つきましては、貴会におかれましても以下についてご了知いただくと共に、貴会会員への情報提供をよろしくお願い致します。

【外来感染対策向上加算】

〔施設基準（改訂部抜粋）〕

(12) 当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。

〔 * 公表場所： 自治体、地域医師会等のホームページ、広報誌
あるいは自院のホームページ 〕

(13) 感染症法第38条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関（同法第36条の2第1項の規定による通知（同項第2号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置を講ずる医療機関に限る。）であること。

(17) 感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、当該患者の診療について必要に応じて精密検査が可能な体制又は専門医への紹介が可能な連携体制を有していることが望ましい。

〔経過措置〕

令和6年3月31日において現に外来感染対策向上加算の届出を行っている保険医療機関については、令和6年12月31日までの間に限り、1の(13)に該当するものとみなす。

◆疑義解釈(その3)（事務連絡 R6.4.26） 問1より

施設基準の経過措置について、令和6年3月31日において現に入院基本料等の届出を行っていることとされているが、単に届出を行っていれば経過措置の対象となるのか。

（答）当該施設基準の届出を行ったうえで、令和6年3月31日において現に当該診療報酬を算定している場合は、経過措置の対象となる。

岡山県医師会では、上記(12)の条件の適切な公表場所を持たない会員医療機関からのご要望もあり、令和6年5月1日現在、標記加算の算定をされている医療機関の一覧（中国四国厚生局ホームページより）を岡山県医師会のホームページ上に『発熱患者等対応医療機関一覧』とし、掲載いたしました。

掲載に同意されない場合は、岡山県医師会事務局にご連絡ください。

なお、今後、岡山県との協定締結（別添）により施設基準の(13)を満たした医療機関で一覧表への掲載を希望される医療機関は岡山県医師会事務局にご連絡ください。

以上

感染症法に基づく「医療措置協定」について

標記の件につきましては、既に岡山県保健医療部長から各医療機関代表者あてに発出されました通知（疾 第 87 号 令和 6 年 4 月 30 日）でご確認いただいていることと存じますが令和 4 年 12 月の感染症法の改正【新興感染症の発生・まん延時に速やかに医療体制を構築するため、県と医療機関等は平時より「医療措置協定」を締結すること（令和 6 年 4 月施行）。】に基づくものです。

令和 6 年 診療報酬改定における『外来感染対策向上加算』の施設基準として必要な要件となっています。

すでに病院・診療所向けの説明会は終了していますが当日の説明会資料、録画などは次の URL (<https://www.pref.okayama.jp/page/877163.html>)

[感染症法に基づく「医療措置協定」について・岡山県ホームページ（疾病感染症対策課）](https://www.pref.okayama.jp/page/877163.html)
(<https://www.pref.okayama.jp>) から閲覧・取得できます。

経過措置に該当する医療機関においても可及的早期に手続きを終えていただければと存じます（経過措置有効期間は令和 6 年 12 月 31 日までです）。

協定締結後は添付資料をご参考に施設基準届出書を作成のうえ、厚生局に提出してください。

【添付資料】

- 1, 岡山県 HP 感染症法に基づく医療措置協定. pdf
- 2, 説明会資料. pdf
- 3, 協定 回答フォーム入力手順. pdf
- 4, 協定書雛形. pdf
- 5, 届出書添付書類（様式 1 の 4）. pdf